

茨城労働局発表 平成27年1月28日 【照会先】

茨城労働局労働基準部監督課課 長遠藤光 主任監察監督官佐川正孝 (直通電話)029(224)6214

平成 26 年度「過重労働解消キャンペーン」の重点監督の実施結果を公表 ~ 重点監督を実施した事業場の約半数にあたる 53 事業場で違法な残業を摘発 ~

茨城労働局(局長 中屋敷 勝也)では、このたび、昨年 11 月に実施した「過重労働解消キャンペーン」における重点監督の実施結果について取りまとめましたので、お知らせします。

今回の重点監督は、長時間労働削減推進本部(本部長:塩崎 恭久 厚生労働大臣)の指示の下、長時間の過重労働による過労死等に関する労災請求のあった事業場や、若者の「使い捨て」が疑われる事業場など、労働基準関係法令の違反が疑われる事業場に対して集中的に実施したものです。その結果、約半数にあたる53事業場で違法な時間外労働などの労働基準関係法令違反を確認したため、それらの事業場に対して、是正・改善に向けた指導を行いました。

茨城労働局では、今後も、是正をしていない事業場に対する確認を行い、応じない場合は 送検も視野に入れて対応するなど、引き続き監督指導を行っていきます。

#### 【重点監督の結果のポイント】

(1)重点監督の実施事業場:

104 事業場

このうち、82事業場(全体の78.8%)で労働基準関係法令違反あり。

(2)主な違反内容[(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場]

違法な時間外労働があったもの:

53 事業場(51.0%)

うち、時間外労働 の実績が最も長い労働者の時間数が

月 100 時間を超えるもの : 23 事業場(43.4%) うち月 150 時間を超えるもの: 3 事業場(5.7%) うち月 200 時間を超えるもの: 1 事業場(1.9%)

賃金不払残業があったもの: 11 事業場(10.6%)

過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの: 2事業場(1.9%)

(3)主な健康障害防止に係る指導の状況[(1)のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場] 過重労働による健康障害防止措置が

不十分なため改善を指導したもの:

64 事業場(61.5%)

うち、時間外労働を月 80 時間 <sup>2</sup>以内に削減するよう指導したもの: 45 事業場 (70.3%) 労働時間の把握方法が不適正なため

指導したもの:

15 事業場(14.4%)

- 1 法定労働時間を超える労働のほか、法定休日における労働も含む。
- 2 脳·心臓疾患の発症前1か月間におおむね100時間または発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たりおおむね80時間を超える時間外労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いとの医学的知見があるため。
- [参考]平成 25 年9月に実施した「過重労働重点監督」では、監督指導を実施した 98 事業場のうち、82 事業場(全体の 83.7%)で 労働基準関係法令違反が認められた。

## 1 法違反の状況(是正勧告書を交付したもの)

## 重点監督実施状況

平成 26 年度過重労働解消キャンペーン(平成 26 年 11 月)の間に、104 事業場に対し重点監督を実施し、82 事業場(全体の 78.8%)で労働基準関係法令違反が認められた。主な法違反としては、違法な時間外労働があったものが 53 事業場、賃金不払残業があったものが 11 事業場、過重労働による健康障害防止措置が未実施のものが 2 事業場であった。

### 表 1 重点監督実施件数等

	<b>以上 至</b> 然曲首关心门 数寸								
事項 重点監督実施 事業場数 (注1)		重点監督実施	労働基準関係法	主な違反事項					
		事業場数	令違反があった 事業場数(注2)	労働時間 (注3)	賃金不払残業 (注4)	健康障害防止 対策(注5)			
合計		104 (100.0%)	82 (78.8%)	53 (51.0 %)	11 (10.6%)	2 (1.9%)			
	製造業	45 (43.3%)	35 ( 42.6% )	23	2	2			
	運輸交通業	9 (8.7%)	9 (11.0%)	8	2	0			
	商業	14 (13.5%)	11 (13.4%)	7	3	0			
主な業種	教育・研究業	10 (9.6%)	6 (7.3%)	3	0	0			
	保健衛生業	5 (4.8%)	5 (6.1%)	5	3	0			
	接客娯楽業	7 (6.7%)	7 (8.5%)	3	0	0			
	その他の事業	9 (8.7%)	6 (7.3%)	3	1	0			

- (注1)主な業種は重点監督実施事業場数が5以上のものを計上しているため、合計数とは一致しない。
- (注2)括弧内は、82事業場を100.0%とした場合の割合である。
- (注3)労働基準法第32条違反〔36協定なく時間外労働を行っているもの、36協定で定める限度時間を超えて時間外労働を 行っているものなど違法な時間外労働があったもの。〕の件数を計上している。
- (注4)労働基準法第37条(割増賃金)違反のうち、賃金不払残業の件数を計上している〔計算誤り等は含まない。〕。
- (注5)労働安全衛生法第18条違反〔衛生委員会を設置していないもの、設置しているが毎月1回以上開催していないもの 又は必要な事項について調査審議を行っていないもの。〕及び労働安全衛生法第66条の8違反〔1月当たり100時間以 上の時間外・休日労働を行った労働者から、医師による面接指導の申出があったにもかかわらず、面接指導を実施して いないもの。〕を計上している。

重点監督では、数多く寄せられた情報の中から、過重労働の問題があることについて、より深刻・詳細な情報のあった事業場を優先して対象としているため、労働時間の違反のあった事業場の比率が51.0%(平成25年の定期監督等における比率は25.7%)と高くなっている。

## 表 2 事業場の規模別の重点監督実施件数

事業場の規模別の重点監督実施件数								
合計	合計 1~9人 10~29人 30人~49人 50人~99人 100人~299人 300人以上							
104	17 (16.3%)	30 (28.8%)	10 (9.6%)	18 (17.3%)	21 (20.2%)	8 (7.7%)		

## 表3 企業規模別で見た場合の重点監督実施件数

企業規模別で見た場合の重点監督実施件数								
合計	合計 1~9人 10~29人 30人~49人 50人~99人 100人~299人 300人以上							
104	5 (4.8%)	16 (15.4%)	8 (7.7%)	11 (10.6%)	25 ( 24.0% )	39 (37.5%)		

## 2 健康障害防止に係る指導状況(指導票を交付したもの)

(1) 過重労働による健康障害防止のための指導状況

重点監督実施事業場のうち 64 事業場に対して、長時間労働を行った労働者に対し、医師による面接指導等を実施することなどの過重労働による健康障害防止措置を講じるよう指導した。

#### 表 4 重点監督における過重労働による健康障害防止のための指導状況

	指導事項(注1)					
指導事業場数	面接指導等の 実施(注2)	衛生委員会等に おける調査審議 の実施(注3)	月 45 時間以内へ の削減(注 4)	月 80 時間以内へ の削減 (注 5 )	面接指導等が実施 できる仕組みの 整備等 (注 6 )	
64	15	11	20	45	10	

- (注1)指導事項は、重複があり得る。
- (注2) 2ないし6月で平均80時間を超える時間外労働を行っている労働者又は1月100時間を超える時間外労働を行っている労働者について、面接指導等の必要な措置を実施するよう努めることなどを指導した事業場数を計上している。
- (注3)「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること」について、 常時50人以上の労働者を使用する事業場の場合には衛生委員会で調査審議を行うこと、 常時50人未満の労働者を使用する事業場の場合には、労働安全衛生規則第23条の2に基づく関係労働者の意見を聴くための機会等を利用して、関係労働者の意見を聴取することを指導した事業場数を計上している。
- (注4)時間外・休日労働時間を1か月当たり45時間以内とするよう削減に努め、そのための具体的方策を検討し、その結果、 講ずることとした方策の着実な実施に努めるよう指導した事業場数を計上している。
- (注5)時間外・休日労働時間を1か月当たり80時間以内とするための具体的方策を検討し、その結果、講ずることとした方策を具体的な期限までに実施すること等を指導した事業場数を計上している。
- (注6)医師による面接指導等を実施するに当たり、労働者による申出が適切になされるようにするための仕組み等を予め定めることなどを指導した事業場数を計上している。

## (2) 労働時間適正把握に係る指導状況

重点監督実施事業場のうち 15 事業場に対して、労働時間の管理が不適正であるため、厚生労働省で定める「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」(参考資料 1 参照)に適合するよう、労働時間を適正に把握することなどを指導した。

#### 表 5 重点監督における労働時間適正把握に係る指導状況

	指導事項(注1)							
	始業・終業時 刻の確認・記 録(基準2 (1))(注2)	自己申告制による場合			管理者の責	労使協議組織		
指導事業場数		自己申告制の 説明(基準2 (3)ア)(注2)	実態調査の実 施(基準2(3) イ)(注2)	適正な申告の阻 害要因の排除 (基準2(3)ウ) (注2)	務(基準2 (5)) (注2)	の活用(基準 2(6)) (注2)		
15	8	2	8	0	1	0		

- (注1)指導事項は、重複があり得る。
- (注2)各項目のかっこ内は、それぞれの指導項目が、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」 (参考資料1)のどの項目に基づくものであるかを示している。

# 3 重点監督において把握した実態

時間外・休日労働時間が最長の者の実績

違法な時間外労働があった53事業場において、時間外・休日労働が最長の者を確認したところ、23事業場で1か月100時間を、2事業場で1か月150時間を、1事業場で1月200時間を超えていた。

# 表 6 違法な時間外労働があった事業場における時間外・休日労働時間が最長の者の実績

1月当たり 45 時間以下	1月当たり 45 時間超 80 時間以下	1月当たり 80 時間超 100 時間以下	1月当たり 100時間超 150時間以下	1月当たり 150 時間超 200 時間以下	1 月当たり 200 時間超
53	11	5	20	2	1